

平成29年度農地中間管理事業推進方針

平成29年 3月23日
公益財団法人福島県農業振興公社
(福島県農地中間管理機構)

I 基本的考え方

農地中間管理事業は、平成26年度の事業創設から3年が経過した。3年目となった昨年度は、機構としての推進方針を策定し、早期に事業を軌道に乗せるよう効率的で持続性のある事業推進の枠組みを構築するため、人・農地プランとの一体的推進や重点地区の取組強化を柱に地域マネージャー（地方駐在員）を県内全域に配置するなど、現場対応力を大きく向上させ取り組んだ結果、平成28年度末の機構保有面積（転貸面積）は4,000haを超え、担い手への農地の集積は進んでいるものの、目標の実現に向けては、なお一層の取組の強化が求められている。

このため、事業4年目となる今年度は、しっかりとした結果・実績に結びつくよう、土地改良法の改正に伴い創設される事業や市町村農業委員会に本格設置される農地利用最適化推進委員との連携など、農地中間管理事業を取り巻く関連事業等に的確に対応しつつ、昨年度に引き続き、人・農地プランとの更なる連携強化や重点地区での計画的な取組強化を基本として、農地整備事業とも連携を深め、拡充された現場対応力を十分に駆使して本事業に取り組むこととする。

また、事業を効率的に推進するため、事務手続きの簡素化を進め、関係機関・団体との役割分担を明確にし、一層連携強化を図るとともに、地方の特性に対応し、地方別の重点取組事項を設定するほか、機構集積協力金制度の動向にも適切に対応しながら事業に取り組み、平成30年度からの米政策改革への対応、担い手減少や高齢化が進む中山間地域等の振興にも寄与できるよう努めるものとする。

II 推進方策

1 人・農地プランとの一体的推進

農地中間管理事業の推進に当たっては、地域農業の将来像を描き農地集積の基礎となる「人・農地プラン」に基づき利用調整を行うことを基本とし、既存の人・農地プランとの連携強化、新たな地区での人・農地プラン作成を支援する。

(1) 人・農地プランとの連携の強化

「人・農地プラン」に示された農地の集積・集約を実際に進める上で有効な手段である農地中間管理事業を効果的に活用するため、その作成・見直しに関する地域での話し合いに積極的に参画し、農地中間管理事業の周知、活用促進を図る。

(2) 新たな地区での人・農地プラン作成・見直し支援

担い手の減少・高齢化が進行する中であって、地域農業の維持・発展のためには、地域の話し合いを契機とした人・農地プランの作成・見直しを早急に誘導する必要がある。

そのため、ライスセンター整備、大型農業機械導入、日本型直接支払制度、法人化や担い手の確保、農地整備事業の機運の高まりなど、地域の動きを適時に把握し、市町村等と連携して新たな地区の人・農地プラン作成・見直しを支援する。

(3) 中山間地域等での取組

担い手の減少・高齢化が著しい中山間地域では、地域農業の担い手として市町村公社やJA出資型法人が重要な役割を果たすことが見込まれるため、人・農地プランの話し合いの中で、関係機関・団体と一体となって、受け手として担い手法人をはじめ企業参入も視野に入れ、農地中間管理事業を活用した農地集積に結びつける。

また、果樹地域では、モデル地区での取組を進める。

2 重点地区での取組強化

(1) 重点地区の指定

重点地区については、前年度からの継続地区を含め、市町村が関係機関・団体と協議の上、関連事業の進捗状況や地域での話し合いの状況を総合的に判断し、農地中間管理事業の活用が見込まれるモデル性の高い地区として選定された候補地区から指定する。

また、農地耕作条件改善事業の活用を進めるため、重点地区指定は随時行う。

(2) 計画的な活動展開

重点地区の推進に当たっては、市町村や県等関係機関・団体との打合せを随時開催し、推進スケジュールや今年度の達成目標を設定した重点地区活動計画に基づき進行管理を的確に行い、賃貸借までスムーズに進むよう計画的な活動を展開する。

また、重点地区における話し合いには、地域に精通した当該地区担当の市町村農業委員会の農地利用最適化推進委員の参画を要請し、出し手情報の収集や受け手との最適なマッチングに向け連携する。

3 農地整備事業との連携

県営ほ場整備事業実施地区においては、県から受託している土地利用調整指導事業の実施を通じ、農地整備事業が実施又は予定されている地区において、農地中間管理事業の活用を促進する。

農地耕作条件改善事業に対しては、重点地区の随時指定、地区や関係団体と連携した担い手への集積を支援する。

また、土地改良法の改正に伴い新たに創設される事業には、機構としての関わり方を県と十分協議し、適切に対応する。

4 現場対応力の強化

(1) 個別マッチング

農地を貸し出したい農業者に関する情報を収集し、市町村と連携して「貸付候補農地リスト」を整備する。

また、エントリー農業者のニーズを把握するため、計画的な巡回活動を行うとともに、エントリー農業者が少ない地域においては、地域の認定農業者や人・農地プランの中心経営体に対し、エントリーを促す。

これら出し手、受け手の情報や全国農地ナビ等の耕作者情報も活用し、マッチングを行う。

(2) 地域の話合いへの参画

人・農地プランの話合いに限ることなく、日本型直接支払制度や農事組合、農用地利用改善団体など、幅広い機会を捉え話し合いに参画する。

また、話し合いにおいては、全国農地ナビを活用した地域の農用地利用図等、分かりやすい資料の提供に努める。

(3) 遊休農地のマッチング

農地法第35条第1項により、遊休農地を農地中間管理事業により賃貸借希望する旨の意思表示があった場合、活用見込みのある農地については、積極的なマッチングを行う。

(4) 市町村やJA担当職員への支援

農地中間管理事業の円滑な推進に当たっては、機構業務を受託する市町村やJA担当者の実務に対する理解が必要であることから、事務手続きの簡素化を行うとともに、実務に関する全体研修会を開催するほか、新任担当者には制度全般・事務手続き等に関して個別に丁寧に説明し理解を得るなど、事務事業の円滑な継承に努める。

また、機構業務委託費の効果的な活用について更に推進する。

5 関係機関・団体との連携強化

(1) 県・地方段階の連絡調整会議の開催

県・地方段階の関係機関・団体で構成する農地中間管理事業推進連絡調整会議を開催し、各種関連事業の実施や担い手の育成・確保等について情報共有や具体的推進方策の検討を行い、農地中間管理事業の実効性を確保する。

(2) 市町村等への要請活動の実施

農地中間管理事業を進めるためには、市町村等の協力が不可欠であることから、県と連携し市町村等に対して事業推進・活用に関する協力要請を行う。

(3) 市町村を単位とした事業推進打合せの定期開催

重点地区の進め方の協議や進行管理等を行うため、市町村単位で県農林事務所、市町村、市町村農業委員会、JA、土地改良区等をメンバーとした打合せを定期的で開催する。

(4) 農地利用最適化推進委員との連携

平成29年度から市町村農業委員会に本格設置される農地利用最適化推進委員との連携を図るため、福島県農業委員会ネットワーク機構との調整を十分に図り、各種研修会において当機構との連携について周知を行うとともに、市町村農業委員会に対して、重点地区を中心とした活動への参画を要請する。

(5) 農業担い手組織との連携強化

平成28年11月に連携協定を締結した6つの農業担い手組織の会員や地方組織に対し、あらゆる機会を捉え、制度の周知や活用について説明会を実施するとともに、会員の農地の集積・集約活動を支援する。

(6) 役割分担の明確化

関係機関・団体が以下のように役割分担を明確にし、事業を着実に円滑に推進する。

機関・団体名	主な役割
機構	農地中間管理事業推進・実施に係る業務全般（事業の進行管理、契約事務、制度の周知、マッチング等）、重点地区の指定及び支援
県	人・農地プラン作成・見直し支援 集落営農推進や農地整備事業の実施を通じた事業活用の促進 機構集積協力金の活用推進・交付 制度の周知
市町村	事業の窓口事務（相談者への事業活用推進等） 人・農地プラン作成・見直し、地域の話し合いの促進、重点地区への支援 出し手・受け手情報の収集・整理、マッチング
市町村農業委員会 〔農地利用最適化推進委員〕	権利関係の確認、農地台帳情報の提供 農地利用最適化推進委員に対する研修会等の開催 〔重点地区等における話し合い等への参画〕 〔出し手・受け手情報の収集〕 〔機構との情報共有・連携〕
農業協同組合	契約締結事務、制度周知 農地利用集積円滑化団体としてのノウハウを活かした地域の合意形成の支援
土地改良区	農地整備事業実施地区における利用調整と事業活用推進 農地整備事業実施に向けた農業者の意向把握

6 広報活動等の強化

(1) 優良事例集の作成

地域の将来の農業像やそこに至る手段、農地中間管理事業の活用等に関する優良事例集を作成し積極的に発信することで、地域での活用を促す。

(2) マス・メディアの活用等

前年度同様、農地中間管理事業の一層の周知・PRを図るため、ラジオによる広報、県政広報（テレビ、新聞）や新聞広告を効果的に活用する。
また、PR資材についても引き続き活用する。

(3) 農業者向けチラシの作成・配布

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議やふくしまの恵み安全対策協議会、市町村やJA等の協力を得て、農業者向けチラシを作成・配布する。

(4) ホームページの充実

農地中間管理事業に関するチラシやパンフレット等をホームページに掲載するほか、農業者に分かりやすいホームページの作成に努める。

また、業務委託先である市町村・JAとのリンクを促進するとともに、担い手向け相談コーナーをホームページ上に開設するなど、充実を図る。

(5) イベント等への出展

企業参入や県等が主催するイベント、セミナー等において制度周知、個別相談を行う。

7 地方別重点取組事項

(1) 県北地方

ア 園芸地帯における水田の土地利用型作物を主とする担い手への集積推進

イ 果樹園地の集積・集約に向けたモデル地区の取組推進

(2) 県中地方

ア 大規模稲作農業者への集積推進

イ 農地整備事業予定地区に対する事業採択前からの事業活用推進

- ウ 土地利用型園芸農業者への集積推進
- エ 果樹園地の集積・集約に向けたモデル地区の取組推進

(3) 県南地方

- ア 水田を活用した土地利用型担い手への集積推進
- イ 国営開発農地の担い手への集積推進
- ウ 土地利用型園芸農業者への集積推進

(4) 会津地方

- ア 大型稲作農業者への集積推進
- イ 集落営農と連携した事業推進
- ウ 農地利用集積円滑化事業や旧農地保有合理化事業からの円滑な乗り換え支援

(5) 南会津地方

- ア 集落営農推進による新たな担い手確保と連携した事業活用
- イ 農地耕作条件改善事業実施地区における担い手への集積支援
- ウ トマト等園芸農業者に対する水稻等土地利用型作物の受け手発掘と集積推進

(6) 相双地方

復興農地整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進（土地利用調整指導事業との連携）

(7) いわき地方

- ア 復興農地整備事業が実施されている地区での農地中間管理事業の推進（土地利用調整指導事業との連携）
- イ 日本型直接支払制度活用集落における事業活用推進

Ⅲ 平成29年度目標面積

機構借入面積	5,300ha
機構転貸面積	5,300ha